

周南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

周南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

周南市消防団員等公務災害補償条例（平成15年周南市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級」を「0.92（第1級」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の周南市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条例第4条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）及び同条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(参考)

周南市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(異議申立て)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>
<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p>	<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額</p>

現行		改正案								
<p>が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。								
1 傷病補 償 年 金 (第18条 の 2 に規 定する公 務上 の 災 害に 係る もの を除 く。)	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金等	0.86	障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金等	0.88	障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
障害厚生年金等	0.86									
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88									
障害厚生年金等	0.88									
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88									
2 傷病補 償 年 金 (第18条	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等</td> <td>0.91 <u>( 第 1 級 又 は )</u></td> </tr> </table>	障害厚生年金等	0.91 <u>( 第 1 級 又 は )</u>	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等</td> <td>0.92 <u>( 第 1 級 の 傷 )</u></td> </tr> </table>	障害厚生年金等	0.92 <u>( 第 1 級 の 傷 )</u>				
障害厚生年金等	0.91 <u>( 第 1 級 又 は )</u>									
障害厚生年金等	0.92 <u>( 第 1 級 の 傷 )</u>									

現行		改正案	
の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	<u>第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.90)</u>	の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.91)</u>
(略)		(略)	

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあっては、その合計額）を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあっては、その合計額）を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

現 行	改 正 案
(略)	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
(略)	(略)
6・7 (略)	6・7 (略)